

職場内で掲示・回覧をお願いします。



こんにちは！協会けんぽ兵庫支部です。新年度が始まりいかがお過ごしでしょうか。年度末は退職のお手続きや保険証の速やかな回収・返却にご協力いただきありがとうございます。引続き、資格のきれた保険証の早期回収にご協力をお願いいたします。



皆さまの取組で保険料率が変わる！ インセンティブ制度

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組を5つの評価指標に基づいて評価します。その結果、上位半数となる支部に対して、インセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの保険料率に反映させる制度です。

平成30年度の取組結果 兵庫支部の総合順位は47支部中 **42位** **インセンティブなし**

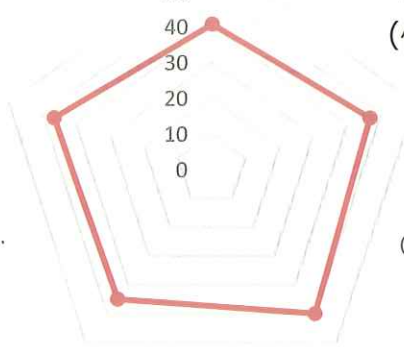
※平成30年度の取組結果が令和2年度の保険料率に反映されています

令和2年度兵庫支部の
健康保険料率**10.14%**
(全国平均10.00%)

(偏差値)

①「特定健診等の実施率」
47.7% **41位**
(偏差値40.7)

⑤「後発医薬品の使用割合」
74.0% **32位**
(偏差値46.6)



②「特定保健指導の実施率」
12.1% **33位**
(偏差値46.8)

④「要治療者の医療機関受診率」
10.1% **35位**
(偏差値44.9)

③「特定保健指導対象者の減少率」
32.8% **26位**
(偏差値49.8)

9月までにジェネリック（後発）医薬品の使用割合80%を目指して！！

後発医薬品の使用割合はインセンティブ制度の評価指標になっているほか、国においても「2020年9月までに使用割合を80%とする」という目標を掲げています。

兵庫支部の令和元年11月診療分（直近データ）の後発医薬品使用割合は、77.6%（協会けんぽ全体では78.0%）と目標達成には至っておらず厳しい状況となっています。

医療機関や薬局でお薬を受け取る際は、ぜひジェネリック医薬品をご選択いただき、医療費の削減・保険料率の上昇の抑制にご協力をお願いいたします。

<ジェネリック（後発）医薬品とは>

新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

メルマガ会員募集中 ぜひこの機会にご登録ください！

今なら【メルマガ限定】健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定基準解説を連載配信中（全5回／4～8月）

登録は
こちら
から



おむ
会員！



お役立ち情報満載の兵庫支部メルマガ
「ヘルCメール」会員、大大募集中！！
登録は兵庫支部HPから >>>

新様式（令和元年5月から）の使用にご協力をお願いします！

各種申請は郵送で手続き可能！
申請書はHPより印刷できます！

協会けんぽ

検索

<発行者> 全国健康保険協会 兵庫支部

<住所> 〒651-8512
神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST

<電話> 078-252-8701

(おかけ間違いにご注意ください)

<発行> 令和2年4月20日



生活習慣病予防健診のご案内



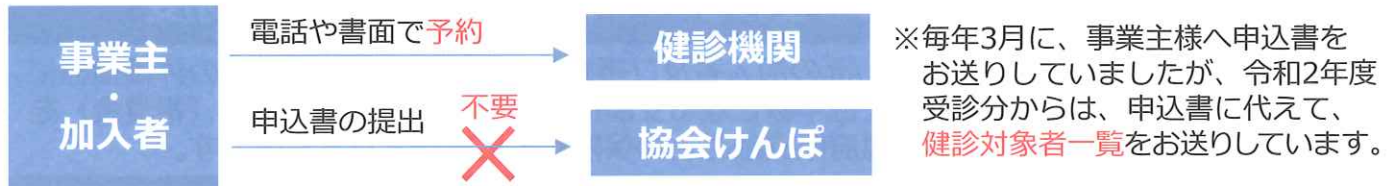
協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、**生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助**しています。ぜひご利用ください。

※健診費用の一部補助は、年度内お一人様1回に限ります。

※生活習慣病予防健診（一般健診）の対象となるのは、35歳以上75歳未満の被保険者（ご本人）の方です。

令和2年度より協会けんぽへの申込みが不要となりました

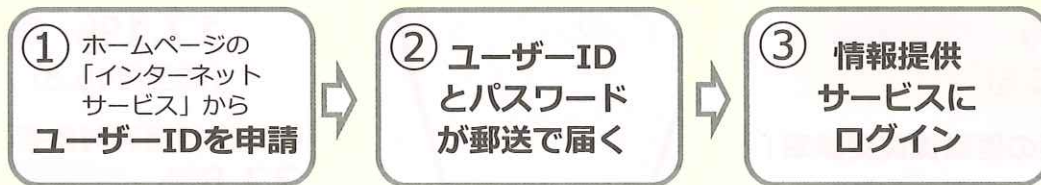
令和2年4月1日受診分より協会けんぽへの申込みが不要となり、加入者・事業主様から健診機関に対してのみ予約申込みを行うことで、受診することができます。



情報提供サービスを利用すると健診対象者一覧がダウンロードできます

健診対象者一覧には、健診機関への予約申込みの際に必要な、保険証の保険者番号、記号・番号や対象の方の氏名、生年月日、受診可能な健診項目が記載されています。**健診機関への予約申込み**や**従業員様の健診予約状況の管理**にもご利用いただけます。

< 情報提供サービスご利用の流れ >



医療費が高額になりそうなき 限度額適用認定証をご利用ください！

入院や通院で医療費が高額になりそうなきは、事前に「**限度額適用認定証**」をご申請ください。限度額適用認定証を医療機関等の窓口へ提示すると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費（医療費の払い戻し）の申請が原則不要になります。

申請書記入時の注意点

①被保険者情報欄には、**被保険者様の情報**をご記入ください。

※療養を受ける方の情報を誤って記入し、返戻となるケースが発生しています。ご注意ください。

②申請期間をご記入ください。

申請月の初日から最長で1年間の申請が可能です。

例：令和2年4月5日に申請

最長で令和2年4月～令和3年3月までの申請が可能

※入院日等が確定していない場合でも申請可能です。

※被保険者様が低所得者（住民税非課税者等）の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」でご申請ください。申請期間については、最長で直近の7月までになります（8月以降分については再度申請が必要です）。